

部内限

基政発 1025 第 1 号

平成 22 年 10 月 25 日

都道府県労働局労働基準部監督課長 殿
(東京局、愛知局及び大阪局は労働時間課長)

厚生労働省労働基準局労働条件政策課長
(契 印 省 略)

平成 21 年度に業務上と認定された脳・心臓疾患事案（負傷に起因するものは除く。）
の収集について

長時間労働対策については、新成長戦略（平成 22 年 6 月 18 日閣議決定）において、
2020 年までに「週 60 時間以上の雇用者の割合」を平成 20 年度の 10%から半減させると
いう数値目標が掲げられており、この目標達成に向けて推進していくことが重要となっ
ております。

ついては、「過労死等」の認定事案についての検証を行い、今後の長時間労働対策に
資するため、今般、労災認定事案の詳細について分析することとしたので、貴局労災補
償課長の協力を得て、下記事項に留意の上、関係資料を本省労働条件政策課あて送付さ
れたい。

記

1 対象とする事案

平成 21 年度に貴局において認定された脳血管疾患及び虚血性心疾患等の労災支
給決定事案（負傷に起因するものは除く。）（別紙 1 参照）

2 送付資料

労働基準監督署における調査資料のうち、平成 21 年 3 月 4 日付基労補発第 0304001
号「脳血管疾患及び虚血性心疾患等（負傷に起因するものを除く。）の業務起因性の
判断のための調査様式の改正について」による脳血管疾患及び虚血性心疾患等（負傷
に起因するものを除く。）の業務起因性の判断のための調査復命書（様式 1（参考の

労働時間集計表を含む。)) の写し (1 事案ごとに綴ること。)

3 送付方法

送付に当たっては、上記 2 の調査資料について、局で取りまとめの上、別紙 2 の様式を添付し、書留郵便により行うこと。

4 送付期限

平成 22 年 11 月 12 日 (金) 必着

脳血管疾患及び虚血性心疾患等の労災支給決定事案(都道府県別)

平成21年度

	脳血管疾患		虚血性心疾患等		合計	
	支給決定件数		支給決定件数		支給決定件数	
		うち死亡		うち死亡		うち死亡
北海道	11		2	2	13	2
青森			1	1	1	1
岩手					0	0
宮城	2		3	3	5	3
秋田	1				1	0
山形			1		1	0
福島	4		1	1	5	1
茨城	1	1	2	2	3	3
栃木					0	0
群馬	5	3	3	2	8	5
埼玉	7		7	7	14	7
千葉	10		4	1	14	1
東京	32	3	13	9	45	12
神奈川	16	2	14	8	30	10
新潟	1		2	1	3	1
富山			2	1	2	1
石川	1				1	0
福井			1	1	1	1
山梨			2	2	2	2
長野	1				1	0
岐阜	3				3	0
静岡	4	1	2	2	6	3
愛知	6	3	5	5	11	8
三重	2		1	1	3	1
滋賀	1		2	1	3	1
京都	4	1	3	1	7	2
大阪	17	3	7	5	24	8
兵庫	7	1	5	2	12	3
奈良	2				2	0
和歌山	2		2	1	4	1
鳥取	2				2	0
島根	1				1	0
岡山	2		2	1	4	1
広島	6		2	1	8	1
山口	2	1	1		3	1
徳島	1	1	1		2	1
香川	2		1	1	3	1
愛媛	2				2	0
高知	1		1	1	2	1
福岡	4	1	6	4	10	5
佐賀	1		2	2	3	2
長崎	2		1	1	3	1
熊本	4	2	5	4	9	6
大分	2	1	1	1	3	2
宮崎	1		2	2	3	2
鹿児島	2	1	2	2	4	3
沖縄	5	1	1	1	6	2
合計	180	26	113	80	293	106

平成 年 月 日

労働局 平成 2 1 年度分 合計 件

通番	請求年月日	被災者氏名

注) ①本様式は、適宜変更して差し支えないこと。

②「通番」は、調査復命書（写し）の様式 1 の右上に通し番号を振ること。

③請求年月日は、調査復命書（写し）の様式 1 に記載の「請求年月日」を記載すること。